

Z-75-C [第一問] 答案用紙

(所得税法)

問1 (1)

1. 課税方法（申告分離課税） ⑤

居住者等が、上場株式等の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（所得控除適用後）の100分の15に相当する所得税を課する。

2. 特定口座の特例 ④

- (1) 居住者等が、その特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と他の株式等の譲渡所得等の金額を区分して、これらの金額を計算するものとする。
- (2) 源泉徴収選択口座に係る譲渡所得等の金額及び損失については、申告不要を選択することができる。また、源泉徴収選択口座内調整所得金額については所得税が源泉徴収されることとなる。

問1 (2)

1. 課税方法（申告分離課税） ⑤

有価証券先物取引等に係る差金等決済による所得は、他の所得と区分し、先物取引に係る雑所得等の金額として、先物取引に係る課税雑所得等の金額（所得控除適用後）の100分の15に相当する所得税を課する。

問 1 (3)

1. 損益通算の特例 ⑤
確定申告書を提出する居住者等の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その申告書に
係る年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したもの）を限度として、
その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。（一定の申告要件がある）
2. 繰越控除の特例 ⑤
確定申告書を提出する居住者等のその年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に
係る譲渡損失の金額（前年以前に控除されたものを除く。）は、その申告書に係る年分の上場株式等に
係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に
係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
この取扱いは、上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき一定の書類の添付
がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、
繰越控除を受ける年分の確定申告書に一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

問 1 (4)

上場分である国内株式Xの譲渡損失△1,000,000円は申告を要件として具体的に
以下の順序で取り扱われる。
①他の上場株式Zの譲渡所得の金額400,000円と内部通算される ②
（内部通算後の譲渡損失の金額△600,000円）
②申告分離課税に係る上場株式Xの配当所得等の金額200,000円と損益通算される ②
（損益通算後の譲渡損失の金額△400,000円）
③損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額△400,000円は、一定の申告要件のもと
翌年以後3年間繰越控除を行うことができる。 ②
（参考）Xにつき申告不要を選択することもできるが、納税者不利のため解答の対象外としている。

問 2

I 青色申告者の記帳義務等について
1. 記帳義務等 ④
(1) 青色申告者は、業務につき帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。
(2) 税務署長は、必要があると認めるときは、青色申告者に対し、(1)の帳簿書類について必要な指示をすることができる。
2. 添附すべき書類 ③
青色申告書には、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。
II 青色申告者以外の場合について
1. 記帳義務等
(1) 帳簿書類の備付け等 ④
その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告者を除く。）は、一定の帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した一定の書類を含む。）を保存しなければならない。
(2) 雜所得の業務に係る現金預金取引等関係書類 ④
その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者又は国内源泉所得に係る雑所得を生ずべき業務を行う非居住者で、その年の前々年分のこれらの雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する現金預金取引等関係書類を保存しなければならない。
2. 白色申告者の収支内訳書の添付 ④
以下の場合には、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類をその申告書に添付しなければならない。
① その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者

問 2 (続き)

② その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る 収入金額が 1,000 万円を超えるものが確定申告書を提出する場合
3. 確定申告書を提出しない場合の総収入金額報告書 ①
その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者で、その年中の これらの所得に係る総収入金額の合計額が 3,000 万円を超えるものは、その年分の所得税に係る 確定申告書を提出している場合を除き、一定の事項を記載した総収入金額報告書を、その年の 翌年 3 月 15 日までに、税務署長に提出しなければならない。

Z-75-C [第二問] 答案用紙

(所得税法)

問

I 各種所得の金額の計算

(単位: 円)

区分	金額	計算過程
不動産所得	7,439,600	<p>1 総収入金額</p> <p>(1) 賃貸料収入</p> <p>① アパートの家賃収入 $10,000,000 - 25,000 \times 12 + 200,000 = 9,900,000$ <input type="checkbox"/></p> <p>② アパートの管理費収入 $1,000,000 - 2,500 \times 12 + 20,000 = 990,000$</p> <p>③ 貸家の家賃収入 $1,800,000 \times 6/12 = 900,000$ <input type="checkbox"/></p> <p>④ 合計 $11,790,000$</p> <p>(2) 雑収入</p> <p>① 敷金 $800,000 \times 0.3 + 200,000 \times 0.7 = 380,000$ <input type="checkbox"/></p> <p>② その他 $1,418,685 - 800,000 - 79,685 - 55,000 - 200,000 = 284,000$</p> <p>③ 合計 664,000</p> <p>(3) 総収入金額の合計額 $12,454,000$</p> <p>2 必要経費</p> <p>(1) 租税公課</p> <p>$615,000 - 40,000 \times 10 = 415,000$ <input type="checkbox"/></p> <p>※家事費・家事関連費 アパート $400,000 \times 1/10$ 室 = 40,000 貸家 150,000 (納付時点は自宅のため)</p> <p>(2) 修繕費 $2,300,000 + 150,000 - 1,000,000 = 1,450,000$ <input type="checkbox"/></p>

(所得税法)

(単位：円)

区分	金額	計算過程
【未償却残高】		<p>(3) 保険料</p> $550,000 - 400,000 + 68,400 \quad \square \times - 100,000 + 10,000 \quad \square \times$ $= 128,400$ <p>※ アパート $400,000 \times 6/60$ ヶ月 $\times 9/10$ 室 $+ 36,000$ $\times 9/10$ 室 $= 68,400$</p> <p>貸家 $100,000 \times 6/60$ ヶ月 $= 10,000$</p> <p>(4) その他諸経費</p> $610,000 - 300,000 = 310,000 \quad \square$
アパート	18,016,666 □	(5) 減価償却費
貸家	7,116,000 □	<p>① アパート</p> $50,000,000 \times 0.038 \times 9/10$ 室 $= 1,710,000 \quad \square$

		<p>未償却残高 $50,000,000 - 1,900,000 \times 202/12 = 18,016,666$</p> <p>② 貸家 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.052 \times 6/12 = 351,000 \quad \square$ $\text{※ (22年-3年) + 3年} \times 0.2 = 19 \text{年 (切捨)} \therefore 0.052$ <p>未償却残高 $15,000,000 - 7,533,000 - 351,000 = 7,116,000$</p> <p>減価の額 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 18 \text{年} \text{※}^2 = 7,533,000$ $\text{※}^1 22 \times 1.5 = 33 \text{年} \therefore 0.031$ $\text{※}^2 H19.3 \sim R7.6 \quad 18 \text{年と4ヶ月} \rightarrow 18 \text{年}$</p> <p>③ 減価償却費の合計額 $1,710,000 + 351,000 = 2,061,000$</p> <p>(5) 必要経費の合計額 $4,364,400$</p> <p>3 青色申告特別控除額 $650,000 \quad \square$ $1-2-3 = 7,439,600$</p> </p>
--	--	---

(所得税法)

(単位: 円)

区分	金額	計算過程
給与所得	5,020,000	$6,750,000 + 50,000 = 6,800,000$ $6,800,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,780,000$ $6,800,000 - 1,780,000 = 5,020,000 \quad \square$

退職所得	2,400,000	4,000,000 400,000×4年※=1,600,000 ※R3.6～R7.3=3年10ヶ月∴4年 特定役員 4,000,000-1,600,000=2,400,000 ①
配当所得	1,000,000	みなし配当 (A 株式) (1,500-500※)×1,000 株=1,000,000 ① ※ 1株あたりの資本金等の額 197,500,000 ÷ (400,000-5,000) 株=500
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得等	250,000	500,000※-250円×1,000 株=250,000 ① ※ 500×1,000 株=500,000

区分	金額	計算過程
総合短期	0	1 謹渡損益
総合長期	380,000	<p>家財は非課税、損はなかったものとみなす \square</p> <p>(長期)</p> <p>絵画 $2,000,000 - 400,000 - 50,000 = 1,550,000 \square$</p> <p>ゴルフ $1,000,000 - (1,500,000 + 300,000) - 200,000 = \triangle 1,000,000 \square$</p> <p>$1,550,000 + \triangle 1,000,000 = 550,000$</p> <p>(短期)</p> <p>純金 $800,000 - 450,000 - 20,000 = 330,000 \square$</p>
分離長期	940,000 \square	<p>2 特別控除 \square</p> <p>$330,000 - 330,000 + 550,000 - (500,000 - 330,000) = 380,000$</p> <p>1,000,000 - 60,000 $\ast = 940,000$ (法人への贈与は時価課税)</p> <p>$\ast 1,000,000 \times 5\%$ (概算)</p> <p>60,000 (実額) 有利判定 $\therefore 60,000$</p>
雑所得	655,000	<p>1 公的年金等</p> <p>$550,000 + 600,000 - 1,000,000 \ast = 150,000 \square$</p> <p>$\ast$ 公的年金等控除額</p> <p>$(550,000 + 600,000) \leq 3,300,000 \therefore 1,000,000$</p>

(所得税法)

(単位:円)

区分	金額	計算過程
		<p>2 その他の雑所得</p> <p>① 講演 55,000 ①</p> <p>② 暗号 収入 $(11,500,000 + 500,000)$ - 必要経費 $(15,000,000 - 3,500,000 + 50,000) = 450,000$ ①</p> <p>評価替えは個人の場合不要 ①</p> <p>為替差益は実現していないため所得にはならない ①</p> <p>③ ①+②=505,000</p> <p>1+2= 655,000</p>
一時所得	0	<p>1 収入</p> <p>返礼品 80,000 ①</p> <p>※認定住宅の補助金は所法 42 により総収入金額に算入しない</p> <p>2 支出 0</p> <p>3 特別控除 $80,000 < 500,000 \therefore 80,000$</p> <p>$1 - 2 - 3 = 0$</p>
利子所得 (100,000) (源泉分離)	0	$79,685 \div (1 - 20.315\%) = 100,000$ (源分) ①

II 課税標準額の計算

(単位:円)

区分	金額	計算過程
総所得金額	14,204,600	<p>①所得金額調整控除 $5,020,000 - 100,000 = 4,920,000$</p> <p>※給与と公的年金</p> <p>② $7,439,600 + 4,920,000 + 1,000,000 + 380,000 \times 1/2 + 655,000 = 14,204,600$ やり方 ①</p>
長期譲渡所得の金額	940,000	
一般株式等に係る 課税所得等の金額	250,000	
退職所得金額	2,400,000	
課税標準額の合計	17,794,600	

(所得税法)

III 所得控除額の計算

(単位：円)

区分	金額	計算過程
社会保険料控除	1,248,546 □	790,776+457,770
生命保険料控除	100,000	<p>一般 旧 $50,000 \times 1/2 + 12,500 = 37,500$ 新 $40,000 \times 1/2 + 10,000 = 30,000$ 上限 40,000 □</p> <p>年金 上限 40,000 □ 介護 20,000 □</p> <p>合計 100,000</p>
寄附金控除	398,000 □	<p>400,000※-2,000=398,000 ※400,000 $17,794,600 \times 40\%$ 小さい方∴400,000</p>
配偶者控除	0 □	<p>$17,794,600 > 1,000$ 万 適用なし</p>
配偶者特別控除	0	<p>$17,794,600 > 1,000$ 万 適用なし</p>
扶養控除	1,260,000	<p>1 乙の判定 $2,000,000 - (1,650,000 - 300,000 - 30,000) - 237,600 \leq 1$ $= 442,400 \leq 480,000$ 22 才∴630,000 □ ※法56の必要経費 固定資産税 $400,000 \times 1/10$ 室 + 保険料 $400,000 \times 6/60 \times 1/10$ 室 $+ 36,000 \times 1/10$ 室 + 償却費 $50,000,000 \times 0.038 \times 1/10$ 室 $= 237,600$</p> <p>2 丙の判定 $1,000,000 - 650,000 = 350,000 \leq 480,000$ 19 才∴630,000 □ (参考) 基礎控除などの参考資料に改正前の資料が与えられているため、合計所得要件を 58 万円ではなく改正前の 48 万円の解答としている。</p>

基礎控除	480,000 □	17,794,600 ≤ 2,400 万 ∴ 480,000
所得控除の合計額	3,486,546	

(所得税法)

IV 課税所得金額の計算

(単位:円)

区分	金額	計算過程
課税総所得金額	10,718,000	14,204,600 - 3,486,546 = 10,718,054 → 10,718,000 千円未満切捨 やり方①
課税長期譲渡所得金額	0	940,000 - 940,000 ※ = 0 □ ※ 低未利用地の特別控除 940,000 ≤ 1,000,000 ∴ 940,000
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	250,000	
課税退職所得金額	2,400,000	

V 税額控除額及び税額の計算

(単位:円)

区分	金額	計算過程
課税総所得金額に対する税額	2,000,940 □	10,718,000 × 33% - 1,536,000 = 2,000,940
課税長期譲渡所得金額に対する税額	0	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	37,500 □	250,000 × 15% = 37,500
課税退職所得金額に対する税額	142,500 □	2,400,000 × 10% - 97,500 = 142,500
小計	2,180,940	
配当控除	51,600 □	10,718,000 + 250,000 = 10,968,000 10,968,000 - 10,000,000 = 968,000 968,000 × 5% + (1,000,000 - 968,000) = 51,600
認定住宅等新築等特別控除	650,000 □	17,502,500 ≤ 2,000 万 650 万 < 45,300 × 150 m ² = 6,525,000 ∴ 650 万 6,500,000 × 10% = 650,000
差引所得税額	1,479,340	
復興特別所得税額	31,066	1,479,340 × 2.1% = 31,066
所得税及び復興特別所得税の額	1,510,406	
所得税等の源泉徴収税額	1,258,821	55,000 ÷ 1.1 × 10.21% ① + 181,600 + 9,000 + 4,000,000 × 20.42% ① + 1,000,000 × 20.42% + 550,000 × 7.6575% = 1,258,821

所得税等の申告納税額	251,500	百円未満切捨
所得税等の予定納税額	0	
納付すべき税額又は 還付される税額	251,500	

所 得 税 法 【総評】

〔第一問〕

本年の理論は、主に上場株式の譲渡損失を主軸とした、申告分離課税における課税方法、損益通算および繰越控除の問題と、記帳義務等に関する問題が出題された。

記帳義務等は計算には直接絡まない論点のため特に受験専念者にはとつつきにくい部分だが、ここ数年出題の本命とされていた論点のためまんべんなく解答・得点したいところである。

上場株式の譲渡損失関連については、過去の本試験で重要論点として繰り返し出題されている課税方法・損益通算・繰越控除について、申告分離課税の側面から出題された形である。

有価証券絡みの理論は覚えにくく難しいものも多いが、解答用紙の解答スペースからすると計算の知識を活かした簡潔な説明でも得点可能と思われる所以できるだけ解答することが望ましい。

今回は理解度を問うためか、先物取引と特定口座（源泉徴収選択口座）に関する資料も与えられた。

特定口座に関する理論は、実際に株取引の申告実務を経験しないと内容を理解・説明をすることが難しいため、申告不要の対象となるなどの最低限の解答ができていれば十分であろう。（特定口座に関する部分は誤ってもやむを得ないと思われる。）

ボーダーについては、特定口座などの一部の論点とケアレスミス等を考慮して理論の問1（30点）はボーダー21点、合格確実は27点と考える。問2（20点）はボーダー13点、合格確実は18点と考える。

〔第二問〕

総合問題1問で基本的事項を中心とした内容を問う問題であった。

一見すると難関な論点がなく解答を埋めやすい問題に見受けられるが、同一生計親族への賃貸部分の収入と対応経費の取扱い（1部屋分、非事業部分として計算）や、友人への低額賃貸（資産の譲渡ではないため対価課税として計算）、暗号資産の無償贈与（棚卸資産に準ずる資産のため時価相当の収入金額を計上）といった、随所に正確な判断が難しい論点が盛り込まれており、解答量の割には思ったほど得点が伸びない受験生が多いのではないかと思われる。

また令和7年の年収103万円の壁に関する大きな改正部分（基礎控除など）はほとんどの受験生が対策していたと思われるが、法改正の施行時期の関係から、本試験では改正前の給与所得控除や基礎控除に関する資料が与えられた。このため、与えられた資料を冷静に読み取ったうえで解答する必要があった。

給与所得、退職所得、譲渡所得あたりは例年よりも解答しやすい問題であったため、このあたりの論点でしっかりと得点を稼ぎつつ、同一生計親族に関する論点に惑わされず、得点可能な箇所をできるだけ正確に解答しておきたいところである。

ボーダーは29点、合格確実は37点と考える。

全体でのボーダーは63点、合格確実は82点と考える。